

(別紙)

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令案」に対する意見募集の結果

「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令案」に関して寄せられた御意見の概要と御意見に対する考え方は、以下のとおりです。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
1	工作機械及び産業用ロボットについて、産業界の現状に照らした場合、差し迫った供給途絶のリスクがあるとは思われないが、指定対象とするための根拠となる事実やロジックに関して、経団連などの場を通じた説明の機会を設けていただきたい。	本施行令では、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律(令和四年法律第四十三号。以下「経済安全保障推進法」という。)第7条及び安定供給確保基本指針第3章第2節から第5節までの中で整理した要件を全て満たし、安定供給確保を図る必要がある物資を特定重要物資として指定しており、その要件への該当性については、物資所管大臣が特定重要物資ごとに作成する安定供給確保取組方針において具体的に示すこととしています。 なお、特定重要物資の指定に向けた考え方については、「経済安全保障法制に関する有識者会議」において検討し、関連資料を公開しております。(URLは https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/keizai_anzen_hosyohousei/4index.html) その上で、安定供給確保基本指針では、第1章第3節及び第8章第3節において情報提供を図ることを通じて本制度に関する理解と協力が得られるよう努めることとしており、今後適切な情報発信や説明に努めてまいります。

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
2	<p>ハイブリッドクラウドとは、パブリッククラウドとプライベートクラウドを組み合わせる技術であると考えられるが、プライベートクラウドは、企業等の組織が自組織の業務遂行のために自組織のみで利用する専用のクラウドシステムだと考えられ、その概念は「他人の」情報処理の用に供するものではないものも含むと考えられる。必ずしも「他人の」情報処理の用に供するシステムとはいえないプライベートクラウドが当該利用基盤技術の一部を構成することとなるハイブリッドクラウド利用基盤技術を含めて特定重要物資をすることを意図しているとするれば、その技術の全部または一部について「他人の」の要件に該当するかどうかについて疑義が生じかねず、結果として適切な法目的の実現が図られない可能性が考えられるため、「他人の」を削るべきではないか。</p>	<p>本施行令第1条第8号は、官民データ活用推進基本法(平成二十八年法律第百三号)において、『「クラウド・コンピューティング・サービス関連技術」とは、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて電子計算機を他人の情報処理の用に供するサービスに関する技術をいう。』と定義していること等を参考としたものであり、この際「クラウド・コンピューティング・サービス」には、プライベートクラウドに係るサービスの提供も対象に含まれるものと解されています。このため、第8号の規定も、プライベートクラウドを含むクラウドサービスの提供に用いられるプログラムを想定しているものとして解されることから、当該プログラムを用いてクラウドサービスを提供する主体からみたときに、当該サービスの提供を受ける立場にある者を指す「他人の」を規定することが適当と考えています。</p>
3	<p>金属鉱産物について、フッ素やリンなど金属ではないものも含まれているが、金属のみが対象のような誤解を招く恐れがあるため、「金属等鉱産物」とした方が正しいのではないか。</p>	<p>ご指摘のとおり、フッ素やリンそのものは金属ではありませんが、本規定が参考とした独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成十六年経済産業省令第九号)第21条第1項では、フッ素鉱(金属元素と結合しているものに限る。)及びリン鉱(金属元素と結合しているものに限る。)を「金属鉱物」として規定した上で、同条第2項において、「金属鉱物について、選鉱、製錬その他の加工をしたもの」を「金属鉱産物」と規定しています。これを踏まえ、フッ素及びリンを含めて「金属鉱産物」と規定することとしています。</p>

番号	寄せられた御意見の概要	御意見に対する考え方
4	<p>民間企業が政府から当該調査を受けて対応する際、または、設備投資や備蓄の計画を政府に申請する際には、当該調査や申請の対象範囲が施行規則より具体的に示されるものと思うが、いつ頃公表されるか明確にしていきたい。</p>	<p>まず、経済安全保障推進法第2章の「特定重要物資の安定的な供給の確保」の制度において、民間事業者等に事業計画書等の提出を強いるということはありません。本制度は、特定重要物資の安定供給確保に取り組もうとする民間事業者等が、「供給確保計画」を作成して国の認定を申請し、認定された場合には国がその取組を支援するというものです。</p> <p>その際、物資所管大臣は、特定重要物資ごとに安定供給確保取組方針（以下「取組方針」という。）を作成することとしており、当該取組方針において、特定重要物資ごとに、供給確保計画の認定の対象となる取組、認定基準等を示すこととしており、当該取組方針については、パブリックコメント等のプロセスを経て、特定重要物資の指定後、各省の準備ができ次第、速やかに作成・公表される予定となっています。</p> <p>また、サプライチェーン調査については、経済安全保障推進法第48条に基づき必要と認められる際に実施することとしていますが、安定供給確保基本指針第2章第2節において調査の対象範囲、内容は適切に絞り込んだ上で民間事業者等の理解を得て調査への協力を求めることを基本とする旨を定めており、今後も本指針を踏まえた運用に努めてまいります。</p>